

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

① パートナー企業との連携

- a. 取引先の経営課題・事業継承・BCP等に対する助言等の支援に取り組みます
- b. 工事情報の早期提供により資材及び技能者を準備する適正期間を確保します
- c. 取引先の皆様と協力会を組織し、品質、安全、健康、環境保全の維持向上に取り組みます
- d. 協力会に互助制度を設け業務災害の被災者救済を支援します
- e. 取引先の社員を対象にした技術教育、技能資格講習等を実施します
- f. 取引先と新技術・工法の情報共有・研究開発を推進し、品質向上・作業効率化に努めます
- g. 電子契約・請求、施工管理DX、ICT等の本格活用に向け共同研究・導入支援を進めます

② グリーン調達等の取組

- a. 情報共有・共同研究により、省エネ技術・低炭素化設備等の開発・設計を推進します
- b. サプライチェーン全体で環境に配慮した資材・労務・運輸等のグリーン調達に取り組みます

2. 下請振興法「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。建設業法及び関係法令を遵守し下請事業者と対等かつ公正な取引を推進していきます。取引対価の決定に当たっては、発注の都度、若しくは継続的に取引を行う場合は年1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、個別取引ごとに下請事業者と十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適正なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金の現金払と手形払の併用にあたっては、現金比率を高めるよう努めるとともに、労務費相当分を現金払とすることを徹底します。また、手形(一括決済方式又は電子記録債権を含みます)で支払う場合は、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイト60日以内とします。手形支払に関する法令・通達等の改正があった場合は、それを遵守し支払条件等を見直します。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしづ寄せ

働き方改革は下請事業者と共に取り組み、働き方改革を阻害する取引や要請は行いません。また、適切なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などは行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時には、できる限り取引関係の継続に配慮します。

3. その他

- a. 当社は、購買活動を通じ、企業の社会的責任(CSR)を果たし、社会の持続的発展に貢献することを目的とした「購買方針」を制定しています。同方針により、サプライチェーン全体で、品質や価格に加え、環境、社会的公正(倫理、労働、人権等)に配慮した取引を推進していきます
- b. 約束手形の利用廃止に向けて、電子記録債権への移行に取り組みます
- c. 当社は、コンプライアンスの推進と不正取引防止を目的に「外部通報制度」を導入しています

2025年4月1日

藤田エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 藤田 実